大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱

（目　的）

第１条　府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するもの（以下「私立高等学校等」という。）であって、大阪府内に所在し、生徒の就学支援のために、授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組むものを大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）として大阪府教育長（以下「教育長」という。）が指定することにより、府民の中学校卒業段階における自由な学校選択及び教育力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「授業料」とは、学則に記載している費用であって、授業料のほか、施設整備費、教育充実費など、原則、推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（特定の学科又はコースごとに規定されている費用を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを除く費用をいう。

(1)　入学料及び入学検定料等入学時にのみ徴収する費用

(2)　ＰＴＡ会費等の学校の設置者以外の者が管理する費用

(3)　学年費や修学旅行積立金等の実費に相当する費用

（推進校の要件）

第３条　推進校は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。

(2)　入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。

(3)　授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。

(4)　授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額の負担を求めないこと。

(5)　授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。

(6)　授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。

(7)　私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第１条第１項第４号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第２条第７号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第２条第２号及び第３号に該当すること。

（指定手続等）

第４条　推進校の指定を受けようとする私立高等学校等の設置者は、教育長が別に定める期日までに、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　教育長は、前項に定める申出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該私立高等学校等が前条の要件を全て満たすと認めるときは、推進校の指定を行うものとする。

３　教育長は、前項の指定をしたときは、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書（様式第２号）により当該私立高等学校等の設置者にその旨を通知するものとする。

４　推進校の設置者は、前項により指定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書（様式第３号）を教育長に提出しなければならない。

５　推進校の設置者は、第３項により指定された内容のうち授業料を変更しようとするときは、前項の変更申出書を提出するまでに授業料の改定に係る協議様式（様式第４号）を教育長に提出し、前条第６号に定める事前協議を行い、その承認を得なければならない。

６　教育長は、第４項に定める変更申出書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、変更の承認又は不承認の決定を行い、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書（様式第５号）又は大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書（様式第６号）により、その内容を通知するものとする。

７　 推進校の設置者は、教育長の求めに応じ、前条各号の遵守状況及び前条第６号に規定する協議において提示した内容等の実施状況について報告を行うとともに、教育長が行う帳簿、書類その他物件の検査又は当該推進校への現地調査に協力するものとする。

（指定の取消し）

第５条　教育長は、推進校が第３条各号の要件を満たしていないと認めるときは、当該推進校と協議のうえ、指定を取り消すことができる。この場合、教育長は同時にその理由を示すものとする。

２　推進校の設置者は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書（様式第７号）により、当該推進校の指定の辞退を教育長に申し出ることができる。ただし、辞退にあたっては、次年度入学生の進路選択及び在校生の就学支援に支障がでないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議しなければならない。また、当該申出後は、生徒募集の記載事項として明示するなど、当該推進校の指定の辞退を申し出ていることを明らかにしなければならない。

３　教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該推進校の指定を取り消すものとする。

４　教育長が第１項及び前項の規定に基づく推進校の指定の取消しを行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第８号）により、その内容を通知するものとする。

５　第１項及び第３項の規定に基づく推進校の指定の取消しを受けた私立高等学校等で、その取消しの適用日から起算して３年を経過しない場合は、前条第２項の規定に基づく推進校の指定を受けることができない。

（公表）

第６条　教育長は、第４条第２項に基づく推進校の指定、又は前条に基づく指定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

２　公表は、府ホームページに掲載する方法等によるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月14日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　大阪府私立学校審議会運営細則等を廃止する細則等の施行の日の前日において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱（平成22年５月18日施行）第２条に規定する大阪府私立高校生等就学支援推進校に指定されている私立高等学校等については、この要綱の適用の日において推進校の指定を受けているものとする。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和元年６月27日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和２年５月８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和３年５月20日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　　　附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和４年５月19日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

様式第１号

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

大阪府教育長　　様

（申出者）

設置者所在地

設置者名

代表者名

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書**

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第４条第１項の規定により指定を申し出ます。

記

**１　指定を申し出る学校等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

**２　適用年月日　　　　　　年　　月　　日**

**３　添付書類**

□学則（別表含む）

□生徒募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

様式第２号

教　私　第　　　　号

　　　年　月　日

設　置　者　代　表　者　様

大阪府教育長

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書**

　　　　　年　　月　　日付けの申出について、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

**１　指定内容等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**２　適用年月日**　　　　　年　　月　　日

**３　指定の条件**

(1)　教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。

(2)　入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。

(3)　授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。

(4)　授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額の負担を求めないこと。

(5)　授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。

(6)　授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。

(7)　私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第１条第１項第４号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第２条第７号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第２条第２号及び第３号に該当すること。

様式第３号

文　　書　　番　　号

　　　年　　月　　日

大阪府教育長　　様

（申出者）

設置者所在地

設置者名

代表者名

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書**

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校に指定されている内容を変更したいので、同要綱第４条第４項の規定により指定の変更を申し出ます。

記

**１　変更を申し出る内容**

（変更前）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（変更後）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

**２　適用年月日**　　　　　　年　　月　　日

**３　添付書類**

□学則（別表含む）

□生徒募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

様式第４号

|  |
| --- |
| 授業料の改定に係る協議様式 |
| 設置者名学校名担当者名担当者連絡先 | 大阪府への協議年月日　　年　　月　　日 |
| 1. 授業料改定の内容
 |
| （１）改定の額 |
| （２）改定予定時期 |
| ２．改定を行う理由及び充当支出科目 |
| （１）理由 |
| （２）授業料改定に伴う充当支出科目 |
| ３．教育条件、経営状況にかかわるデータ、資料 |
| 以下の内容がわかる資料を提供してください。（１）教育条件にかかわるデータ、資料○教育課程表及び授業時間数○教員一人当たり生徒数○生徒一人当たりの消費的教育費○生徒一人当たり教職員人件費○生徒一人当たり教育研究費（２）経営にかかわる資料　○計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）　○改定により経営に及ぼす影響を示す資料 |

様式第５号

教　私　第　　　　号

　　　年　　月　　日

設　置　者　代　表　者　様

大阪府教育長

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書**

　　　年　　月　　日付けの申出について、下記のとおり指定内容の変更を承認しましたので通知します。

記

**１　変更内容等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**２　適用年月日**　　　　　年　　月　　日

**３　指定の条件**

(1)　教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。

(2)　入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。

(3)　授業料やその他の費用の納付が困難な生徒に対し、分納や後納を認めるなど、適切に配慮すること。

(4)　授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える額の負担を求めないこと。

(5)　授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心及び教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。

(6)　授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。

(7)　私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第１条第１項第４号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第２条第７号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第２条第２号及び第３号に該当すること。

様式第６号

教　私　第　　　　号

　　　年　　月　　日

設　置　者　代　表　者　様

大阪府教育長

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書**

　　　　　年　　月　　日付けの申出について、不承認としましたので通知します。

様式第７号

文　　書　　番　　号

　　年　　月　　日

大阪府教育長　　様

（申出者）

設置者所在地

設置者名

代表者名

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書**

　大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第５条第２項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

**１　指定の辞退を申し出る学校等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載

すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

**２　適用年月日**　　　　　年　　月　　日

**３　辞退の理由**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

様式第８号

教　私　第　　　　号

　　　年　　月　　日

設　置　者　代　表　者　様

大阪府教育長

**大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **□**第５条第１項（職権による取消）

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **□**第５条第３項（学校による申出）

の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので通知します。

記

**１　取消し内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 課程・学科・コース名 | 授業料（単位：円） |
| 授業料として表示しているもの | その他経常的納付金 | 合計 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**２　適用年月日**　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日